

令和5年度 東久留米市立 西中学校

学校評価報告書

学校教育目標	賢く 優しく 逞しく ○一年 自主 ○二年 自律 ○三年 自治	教育ビジョン	【目指す学校像】	(1)自治力のある集団、正義の通る集団としての学校 (2)すべての生徒が心の居場所をもつ学校 (3)学習の基礎・基本を確実に身に付け、主体的に学ぶ力を培う学校 (4)学校・家庭・地域社会が共に協力し、生徒を育てる学校
			【目指す児童・生徒像】	(1)知性のある「賢い生徒」 (2)思いやりのある「優しい生徒」 (3)心身共に健康な「逞しい生徒」
			【目指す教師像】	(1)良き社会人の育成に尽力する教師 (2)本校の課題を理解し、その解決のために組織の一員として努力する教師 (3)生徒理解力や授業力等の教師としての資質・能力の向上を常に目指す教師
前年度までの学校経営上の成果と課題	【成果】・研究推進校の取組を通しての教員の授業力、学力向上につながる評価の理解 ・道徳の授業前検討会による授業力の向上並びに人権教育の推進 ・いじめの未然防止への対応 ・特別支援教育の推進 【課題】・到達目標設定、形成的評価の充実と主体的で深い学びの推進 ・機能的、組織的な体制の確立とカリキュラム・マネジメントの推進 ・特別支援教育の更なる充実			

4:高く評価できる
3:評価できる
2:部分的に見直しが必要
1:全面的に見直すべき

東久留米市第2次教育振興基本計画				中期経営目標	短期経営目標	評価指標・評価基準		自己評価		学校関係者評価		次年度の方策
No.	三つの柱	基本施策	今年度学校で重点を置く「具体的施策」	(令和7年度までの3年間)	(1年間)	取組指標	成果指標	取組	成果	評価	コメント	
1	I 健全育成	個性を認め合う教育の推進	人権教育の推進	「特別の教科 道徳」の充実を図り、他者および集団や自然との正しい関係の理解を通して、自己を正しく理解させ、道徳的な判断力と実践力の向上を目指す。	全教員が各価値項目についての理解を深め、指導することができるように、道徳科の研究を推進し、生徒たちの心を育成する。	特別の教科 道徳の年35時間以上及び22項目の実施し、全体計画、年間指導計画に基づき、全教員が同一歩調で計画的に実施する。	人権意識を自覚する生徒の割合が、 4:90%以上 3:70%以上 2:50%以上 1:50%未満	4	4	4	生徒の90%以上が、人権に対する意識をもっていることは評価できる。	「特別の教科 道徳」を中心に、全ての教育活動において、人権意識を高める取組を進めていく。 道徳の授業を実施する前に、授業構成や発問について検討する学年会を充実させ、教員の道徳の授業力を高めていく。
2	I 健全育成	生涯にわたって育む健やかな体づくり	個に応じた就学の推進	組織的、有機的な校内組織の機能を充実させ、不登校生徒の減少を目指す。	校内員会で学期ごとに、不登校の状況の分析に基づいて、個に応じた取組を推進する。	特別支援コーディネータ、担任、保護者、養護教諭、SC、SSW及び関係諸機関等との連携による組織的な対応を行う。	不登校生徒について、SC、SSWなどの関係機関と関わっている生徒の割合が、 4:90%以上 3:70%以上 2:50%以上 1:50%未満	4	3	3.8	不登校生徒の80%以上が、学校もしくは関係諸機関と関わっているが、その割合を更に高めてもらいたい。	校内委員会を週に1回開催し、組織的に不登校の状況を分析し、個に応じた対応や支援を検討する。
3	I 健全育成	規範意識や他人への思いやりなど豊かな心を育む教育の推進	規範意識と豊かな人間関係を育む教育	全ての教育活動を通して、生命尊重・人権尊重の精神の涵養に努め、生徒の人格の完成を目指す。	基本的な生活習慣やルール、マナー、衛生観念等を身に付け、自ら考え、自主的・自律的に行動できる態度を育成する。	学級活動、生徒会活動に積極的に参加、協力する活動を工夫し、自主性・自律性を育成する。	基本的な生活習慣、ルールを身につけることへの肯定的意見が、 4:90%以上 3:70%以上 2:50%以上 1:50%未満	4	4	4	基本的な生活習慣の確立や自主的な活動を行う環境が整っていると思われる。	基本的な生活習慣やルールやマナーを守る規範意識は、全校的に身に付いてきている。学級活動や学校行事に、積極的に参加する工夫をし、自主的・自律的に取り組む態度を育てていく。
4	I 健全育成	いじめ問題への対応	いじめ防止対策推進基本方針に基づいた取り組みの推進	校内体制の整備、および校内委員会の確実な機能化、学校いじめ防止基本方針に基づいた指導を充実させる。	教員の研修の実施及び生徒に対しての日常からの指導を通し、人間関係力の向上を図る。	年3回のアンケート及び日常的な把握によるいじめの未然防止・早期発見・早期対応・継続的な取組を組織的に行う。	3か月以上前に発生したいじめの解消率が、 4:100% 3:95%以上 2:90%以上 1:90%未満	4	2	3.4	いじめに対して組織的に対応していると思われる。今後は、解消率の向上を期待し、成果評価を上げてもらいたい。	学期に1回のアンケートや日常の生徒の様子から、生徒の状況把握に努め、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。全教職員で組織的に対応し、3か月以内の解消を目指す。
5	I 健全育成	生涯にわたって育む健やかな体づくり	体力向上に関する指導の充実	運動・スポーツに対する興味・関心を高めるとともに、心身の健康の保持増進に向けた健康・安全に関する指導の充実を図る。	健康への関心を高め、保健体育の授業や体育的行事、部活動などを通して健康の保持増進、体力向上を図る。	保健体育の授業や運動部活動を中心とした日常的な体力向上の取組を生徒が自ら考え、自主的・自律的にできる態度を育成する。	体力測定の結果において、都の平均を上回る生徒が、 4:90%以上 3:80%以上 2:70%以上 1:70%未満	3	1	2.8	体育的行事や運動部活動の様子から、活発な活動をしていると思われる。今後の活動が増え、体力が向上することを期待する。	保健体育授業や運動部活動において、発達段階や個に応じて、安全や健康、体力の向上への意識がもたらす健康への好影響を指導する。運動が苦手であっても、体力向上が健康の保持増進に繋げる取り組みを進める。
6	II 学力向上	確かな学力の育成	教員の授業改善、指導力の向上の推進	「形成的評価の充実」や「生徒による授業評価」を通して、指導上の課題を明確にし、授業力の向上を図る。	各教科の「形成的評価」の研究を実践に生かして授業改善を図る。	生徒による授業評価の結果も含め、授業改善プランにそれを反映し、教師の授業力向上を図る。	教員の学習指導力に対する肯定的意見が、 4:90%以上 3:70%以上 2:50%以上 1:50%未満	4	4	4	生徒からの肯定的評価が高いことは評価できる。さらに授業力の向上に取り組んでもらいたい。	学習指導要領に則り、「主体的、対話的で、深い学び」を実践し、ICT機器や話し合い活動を活用し、授業の工夫・改善を常に図っていく。
7	II 学力向上	確かな学力の育成	基礎的・基本的な学力の定着と学ぶ意欲の向上	指導及び評価方法の工夫・改善を通して授業の充実を図るとともに、到達目標を明確にした授業の実践を目指す。	到達目標について、「何がわからないか」を生徒自身が自覚できるように、工夫・改善を推進する。	毎時間の授業の到達目標を生徒と教師が共有しその達成度を生徒自らが授業の終わりに判断できるよう工夫する。	到達目標の活用に関する肯定的意見が、 4:90%以上 3:85%以上 2:80%以上 1:80%未満	4	4	3.8	授業ごとの達成度を確認することは、難しい課題である。到達目標の活用し、さらに期待する。	各授業の到達目標を明確にし、生徒が自分で「何ができて、何ができないのか」が分かる授業を行う。
8	II 学力向上	確かな学力の育成	言語活動の充実によるコミュニケーション能力の育成	全ての学習の基盤ある言語能力の向上を図る。	各教科における「読む力」を中心とした言語活動の充実を図る。	学習の基盤としての言語活動を取り入れた授業実践を行う。語彙習得に関する指導を一層充実させる。	文章を読むことに苦手意識のある生徒が、 4:25%未満 3:25%以上 2:50%以上 1:75%以上	4	3	3.4	文章を読むことに苦手意識をもっている生徒は一定数いるが、語彙を増やし読解力の向上は今後の課題である。	言語活動を充実させて、語彙力、読解力の向上を図る。特に、読むことに苦手意識をもつ生徒の「読む力」を高めていく。
9	III 教育環境の整備	各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進	組織体としての学校機能の強化	教育課程の時間配分や人的措置を工夫し、教育活動の質の向上を目指して教育効果の最大化を図る。	主幹会・企画会議を通して、主幹教諭の指示・指導の下、主任教諭や各主任がリーダーシップを発揮し、組織の効率化、機能化を図る。	「良き社会人の育成」のための学校の取組を教育活動説明会、HPや便りなどで周知するなど、保護者や地域に広報し、共有する。	保護者による教育活動への理解と協力についての肯定的意見が、 4:90%以上 3:70%以上 2:50%以上 1:50%未満	3	3	3.6	学校の取組は、保護者や地域に周知されていると感じているが、さらに活動が理解されるための工夫に期待する。	学校が行っている取組の内容や成果を、各種通信や保護者会等で周知する機会を増やしていく。
10	III 教育環境の整備	特別支援教育の充実	特別支援教育の充実	特別支援教育の推進に取り組み、個に応じた指導体制を確立する。	特別支援教室の目的や指導内容を教員や保護者、生徒に周知し、共通理解のもとで入室につなげる。また、巡回心理士やSCと連携を図る。	特別支援コーディネーターを中心に、特別支援教室と通常学級との連携を高め、指導の充実を図る。	特別支援教室において成果の見られる生徒の割合が、 4:90%以上 3:70%以上 2:50%以上 1:50%未満	4	4	4	特別支援教育の充実に向けて、通常学級との連携がされていることを感じる。今後も充実した指導に期待する。	知的固定学級・特別支援教室における指導だけでなく、通常の学級の日常から、特別支援教育の意義を全教職員が理解し、組織的に取り組んでいく。 通常学級との連携や個に応じた指導・支援など、特別支援教育の充実を図る。